複数事業所の協働による体制の確保について

令和４年１１月24日

国分寺市障害者基幹相談支援センター

機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅲ）について、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所と協働して、体制の確保や質の向上に向けた取組をし、人員配置要件や２４時間の連絡体制確保要件を満たす場合も算定することが可能です。

協働体制により機能強化型サービス利用支援費を算定する場合は、通常の要件に加えて、下記の体制要件を満たすことになります。

［協働体制の要件］

要件①　：　協働する全ての事業所が同一市町村又は圏域の地域生活支援拠点等であること。

要件②　：　協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。

要件③　：　機能強化型の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月１回）に確認が実施されていること。

要件④　：　原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月２回以上共同して実施していること。

［協働体制のQ&A］　令和３年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A　VOL.2より

（基本報酬（複数事業所による協働体制））

問31　地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所による協働体制が確保されている場合、機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定できるとされているが、具体的にどのような場合に算定できるのか。

（答）

留意事項通知で示しているとおり、協働体制を確保する事業所間において協定を締結していること、協働体制を維持できているかについて協定を締結した事業所間において定期的（月１回）に確認が実施されていること等の体制が確保されていることが必要になる。

なお、協働体制を確保する事業所間においては、人員配置要件や２４時間の連絡体制確保要件について、複数の事業所で要件を満たすことを可能としているが、特定の事業所に対して過重な負担とならないようあらかじめ事業所間で十分協議を行い、役割分担を明示した協定を締結し、かつ、具体的な業務内容の分担を行っておくことが重要である。（※障害児相談支援についても同様）

（基本報酬）

問32　協働体制を確保すべき事業所間で締結すべき協定の事項は何か。

（答）

少なくとも以下に示す事項を含む協定を締結することが必要である。

協定の締結年月日、協定を締結する事業所名、協定の目的、協働により確保する体制の内容、協働体制が維持されていることの確認方法、協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間。

以上